



南砺市大字祖谷、館の一部（広瀬館Ⅶ）

平成27年4月13日から

令和3年3月22日まで

南砺市大字荒木の一部（荒木町）

令和6年4月1日から

令和7年10月8日まで

3 成果の名称

南砺市大字館、小坂の一部（広瀬館Ⅵ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字祖谷、館の一部（広瀬館Ⅶ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字荒木の一部（荒木町）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字館、小坂の一部（広瀬館Ⅵ）

南砺市大字祖谷、館の一部（広瀬館Ⅶ）

南砺市大字荒木の一部（荒木町）

5 認証年月日

令和8年3月19日

## 富山県告示第227号

地籍調査の成果の認証について

氷見市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

氷見市

2 調査を行った時期

令和4年3月8日から

令和7年3月14日まで

3 成果の名称

氷見市（大字惣領の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

氷見市大字惣領の一部

5 認証年月日

令和8年3月19日

**富山県告示第228号**

地籍調査の成果の認証について

立山町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

立山町

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から

令和6年11月26日まで

3 成果の名称

立山町長倉1地区（大字長倉字戸ノ蔵、大字長倉字立岩、大字長倉字辻谷、大字長倉字谷入谷）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

立山町長倉1地区（大字長倉字戸ノ蔵、大字長倉字立岩、大字長倉字辻谷、大字長倉字谷入谷）

5 認証年月日

令和8年3月19日

**富山県告示第229号**

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの手数料の徴収  
事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）に基づく手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

富山市下飯野36番地  
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

**富山県告示第230号**

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称	小沢薬品株式会社	
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	
事業所	名称	小沢薬品株式会社 介護サービス部
	所在地	下新川郡朝日町泊 317
	介護保険事業所番号	1671700415
廃止の届出を受理した年月日	令和8年2月17日	

事業者の名称	小沢薬品株式会社
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

事業所	名称	小沢薬品株式会社 介護サービス部
	所在地	下新川郡朝日町泊317
	介護保険事業所番号	1671700423
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月17日

事業者の名称		医療法人社団高陵クリニック
サービスの種類		介護予防短期入所療養介護
事業所	名称	高陵クリニック
	所在地	高岡市野村23番1
	介護保険事業所番号	1670200532
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月18日

事業者の名称		北陸メディカルサービス株式会社
サービスの種類		介護予防訪問入浴介護
事業所	名称	北陸メディカルサービス株式会社 となみ営業所
	所在地	砺波市中央町4番1号
	介護保険事業所番号	1670800018
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月26日

事業者の名称		社会福祉法人富山聖マリア会
サービスの種類		介護予防短期入所生活介護
事業所	名称	特別養護老人ホーム常楽園
	所在地	中新川郡上市町舘209番地
	介護保険事業所番号	1671600193
廃止の届出を受理した年月日		令和8年3月10日

事業者の名称		社会福祉法人清寿会
サービスの種類		介護予防短期入所生活介護

事業所	名称	特別養護老人ホーム清寿荘
	所在地	滑川市赤浜573番地の1
	介護保険事業所番号	1670600046
廃止の届出を受理した年月日		令和8年3月13日

### 富山県告示第231号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		小沢薬品株式会社
サービスの種類		福祉用具貸与
事業所	名称	小沢薬品株式会社 介護サービス部
	所在地	下新川郡朝日町泊 317
	介護保険事業所番号	1671700415
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月17日

事業者の名称		小沢薬品株式会社
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	小沢薬品株式会社 介護サービス部
	所在地	下新川郡朝日町泊 317
	介護保険事業所番号	1671700423
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月17日

事業者の名称		医療法人社団高陵クリニック
サービスの種類		短期入所療養介護
事業所	名称	高陵クリニック
	所在地	高岡市野村23番1
	介護保険事業所番号	1670200532
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月18日

事業者の名称		北陸メディカルサービス株式会社
サービスの種類		訪問入浴介護
事業所	名称	北陸メディカルサービス株式会社 となみ営業所
	所在地	砺波市中央町4番1号
	介護保険事業所番号	1670800018
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月26日

事業者の名称		アルプス農業協同組合
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	JA アルプス生活福祉センター
	所在地	中新川郡上市町若杉3-3
	介護保険事業所番号	1671600086
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月26日

事業者の名称		有限会社美里会
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	ぶどうの木桜町デイサービス
	所在地	射水市桜町18-15
	介護保険事業所番号	1671100301
廃止の届出を受理した年月日		令和8年2月27日

事業者の名称		社会福祉法人富山聖マリア会
サービスの種類		短期入所生活介護
事業所	名称	特別養護老人ホーム常楽園
	所在地	中新川郡上市町舘 209番地
	介護保険事業所番号	1671600193
廃止の届出を受理した年月日		令和8年3月10日

事業者の名称		社会福祉法人清寿会
サービスの種類		短期入所生活介護
事業所	名称	特別養護老人ホーム清寿荘
	所在地	滑川市赤浜 573番地の1
	介護保険事業所番号	1670600046
廃止の届出を受理した年月日		令和8年3月13日

事業者の名称		有限会社わか木
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	ファミリーサポートハウスわか木
	所在地	高岡市波岡61-1
	介護保険事業所番号	1670202694
廃止の届出を受理した年月日		令和8年3月23日

## 富山県告示第232号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 谷口 明

(2) 住所 高岡市木津2574番地

## 2 契約の期間の始期

令和8年4月1日

## 3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

## 4 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

## 富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

令和8年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号（笹川）ほか15漁場の令和8年度における増殖目標量については、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年4月10日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 竹 野 博 和

## 1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第1号 (笹川)	朝日内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	90kg以上
		やまめ	放流	1,200尾以上
		いわな	放流	1,200尾以上
内共第2号 (小川)	朝日内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	360kg以上
		やまめ	放流	2,400尾以上
		いわな	放流	2,400尾以上
		さくらます	放流	20kg以上
内共第3号 (黒部川)	黒部川内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	3,000kg以上
			放流(親魚)	3,000尾以上
		やまめ	放流	17,600尾以上

		いわな	放流	16,000尾以上
		さくらます	放流	300kg以上
		かじか	放流	8,000尾以上
内共第4号 (片貝川)	呉東内水面漁業協同組合 黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	270kg以上
		やまめ	放流	1,600尾以上
		いわな	放流	1,600尾以上
内共第5号 (角川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	270kg以上
		やまめ	放流	1,600尾以上
		いわな	放流	1,600尾以上
		こい	放流	1,600尾以上
内共第6号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	180kg以上
		こい	放流	4,000尾以上
		やまめ	放流	1,600尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	20kg以上
内共第7号 (上市川上流)	—	いわな	放流	—
		にじます	放流	—
		ふな	放流	—
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	180kg以上
		こい	放流	4,000尾以上
		やまめ	放流	1,600尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	20kg以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	—
		いわな	放流	—
		こい	放流	—
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	3,000kg以上
			放流(親魚)	6,000尾以上
		さくらます	放流	400kg以上
		やまめ	放流	8,000尾以上
		いわな	放流	4,000尾以上
		こい	放流	8,000尾以上
		ふな	放流	24,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	160,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	360kg以上
		やまめ	放流	8,000尾以上
		いわな	放流	4,800尾以上
		さくらます	汲み上げ放流(親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	1,600尾以上
		いわな	放流	1,600尾以上

内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	こい	放流	4,000尾以上
		にじます	放流	—
		いわな	放流	8,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	うなぎ	放流	16kg以上
		あゆ	放流	3,000kg以上
			放流(親魚)	4,200尾以上
		さくらます	放流	400kg以上
		にじます	放流	—
		やまめ	放流	8,800尾以上
		こい	放流	4,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	40,000粒以上
うなぎ	放流	80kg以上		
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	にじます	放流	—
		やまめ	放流	3,200尾以上
		いわな	放流	40,000尾以上
		こい	放流	8,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	80尾以上
		うなぎ	放流	40kg以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協 同組合	あゆ	放流	900kg以上
		やまめ	放流	1,600尾以上
		いわな	放流	1,600尾以上
		こい	放流	4,000尾以上
		ふな	放流	2,400尾以上
		うぐい	産卵場造成	400m <sup>2</sup> 以上
		もくずがに	汲み下ろし放 流(親蟹)	80kg以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g 以上
いわな	2 g 以上
うなぎ	20 g 以上
かじか	5 g 以上
こい	9 g 以上
さくらます	2 g 以上
にじます	6 g 以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g 以上
もくずがに	甲幅 5 cm 以上



午前9時及び午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北側／1箇所、建物敷地東側／1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和8年4月2日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地

- (4) 意見及びその理由

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年4月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ魚津本江店 魚津市本江1丁目1番

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時及び午後9時

(変更後) 午前9時及び午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後9時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時～午後9時

(変更後) 午前6時～午後10時

4 変更の日 令和8年4月1日

5 変更の理由 営業時間及び駐車場利用時間、並びに荷さばき時間の変更のため

6 届出の日 令和8年3月24日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由